

編入学生特記事項

1 修業年限と在学期間

修業年限とは、本学の教育課程を修了するために必要な期間で、3年次に編入学した者については通算2年（4学期）と定めています。また、在学期間とは、本学に在籍することができる期間で、上限を通算4年（8学期）と定めています。

修業年限 通算2年（4学期）

在学期間 通算4年（8学期）以内

2 2年間の学修計画

編入学生は、3年次から本学での学修を開始しますが、卒業までの2年間で、個々の興味に応じた体系的な履修を行うためには、既修得単位の取扱いや卒業要件はもちろんのこと、履修上の規則等を十分理解し、綿密な学修計画を立てることが必要です。

3 既修得単位の認定

[1] 包括・弾力認定

編入学前の短期大学等において修得した単位は、当該短期大学等における学修を尊重し、その科目の分野等を問わず、62単位を包括・弾力的に本学において修得したものとして認定します。

[2] 個別認定(α)

前述の [1] で認定される62単位の他に、編入学前の短期大学等において単位を修得した授業科目で、その内容が本学で開設する授業科目に相当し、かつ当該授業科目の単位として認定することが教育上有益と認められる場合は、8単位を上限として単位を追加認定します。

ただし、個別認定する単位数は [1] で認定する62単位と合わせて、編入学前の短期大学等において修得した総単位数を超えないものとします。

個別認定申請方法

対 象	入学前（2018年度編入学生）
申 請 期 間	4月5日（木）～10日（火）
申 請 書 類	① 単位認定申請書兼単位認定通知書（本学所定様式） ② 認定申請する科目の授業内容を明らかにする文書で、次のa又はbのいずれかのもの a 出身校が発行した授業内容の証明書 b 講義概要（写） 注意1 ②について、英語以外の外国語で記載されている場合は、日本語又は英語の訳文を添付してください。 注意2 外国の短期大学等で修得した単位の認定を希望する場合及び②のa又はbのいずれの書類も用意できない場合は、事前に学事課（教務担当）で相談してください。
所定様式配布及び申請書類提出先	学事課（教務担当）
個別認定発表	4月18日（水）学事課（教務担当）で単位認定通知書を直接本人へ交付します。

注意 外国の短期大学等で修得した科目は、単位制によらない場合や、単位の換算基準が異なる場合がありますので、本学所定の様式により総授業時間数等を申告してください。（成績証明書等に時間数の記載がない場合は、出身校に問い合わせの上、申告してください。）

個別認定申請と履修登録

個別認定申請と履修登録の手続の流れは、次のとおりです。

年間の受講計画を立てる際は、**申請する科目がすべて認定されることを前提に検討し、履修登録は行わないでください。**

なお、履修登録修正期間は、授業開始から数週間が経過しており、学修に支障をきたすことがあるので、認定申請に当たっては、十分に検討し、安易な申請は慎んでください。

